

随意契約（相手方指定）調書

件名	若者に関する相談事業業務委託	5200613
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年11月17日	
契約金額	3,995,006円（消費税込み）	

契約相手方	特定非営利活動法人ワーカーズコープ (法人番号：3013305000743)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	総価契約	

業者選定理由書

件名	若者に関する相談事業業務委託
指定業者 (案)	<p>名称 特定非営利活動法人ワーカーズコープ</p> <p>所在地 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル</p> <p>代表者 代表理事 田嶋 羊子</p>
指定理由	<p>本件は、若者に対し様々な分野における切れ目ない支援を行き届けるための相談体制の整備について、委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>本件は、多様かつ複合的な相談内容に応じ、適切な支援機関へ繋ぐためのワンストップで相談できる支援体制を整備するものであり、早急かつ確実に実施する必要がある。</p> <p>主管課において、都内自治体における同種事業の受託実績がある事業者に対し、今年度からの実施可否について確認を行ったところ、対応可能との回答を得られたのは上記業者のみであった。</p> <p>本件の受託にあたっては、同種事業の実施経験に加え、区の関連施設との連携等の今後の事業展開を見据えるため、区施設の運営実績を有し、区の施設や事業の状況を把握していることが求められるが、上記業者は区ふれあい館3か所の指定管理者であることから、円滑な開始が可能であり、ノウハウを活かした着実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>